# 評価分科会について

令和6年3月5日 総務省統計委員会担当室

# 1. 分科会設置経緯

- 公的統計の品質確保のため、「統計改革推進会議最終とりまとめ」(平成29年5月)や「公的統計に整備に関する基本的な計画」(平成30年3月閣議決定)を踏まえ、政令(統計委員会令(平成19年政令第300号)により設置された分科会
- 統計委員会の通常の取組からは独立して、統計法の施行に関し主として統計技術の観点から評価を行い、その結果に基づき意見を述べる機能を有する
- ○統計改革推進会議最終取りまとめ(平成29年5月)(抄)
- 4. 報告者負担の軽減と統計業務・統計行政体制の見直し・業務効率化、基盤強化
- (2) 統計業務の見直し・業務効率化及び各種統計の改善
- ③ 「評価チーム」による統計の有用性・信頼性の向上 個別統計について、正確性やユーザーのニーズへの適合性、公表の適時性、統計データの解釈可能性などの 品質を確保し、その有用性・信頼性の向上に資するため、統計委員会の通常の取組とは独立して個別統計の品質 の評価を行う評価チーム(仮称。以下同じ。)を、統計委員会の必置機関として設置する。

評価チームは、<u>個別統計の品質の評価を、諮問を受けることなく、自らの把握した情報等に基づき、自ら課題を設定して調査審議を行い</u>、評価結果を統計委員会・各府省に報告する。このため、評価チームは、ユーザーのニーズ、調査環境の実情、現場の課題等を積極的に把握することとする。

また、評価チームによる評価結果及びそれを受けた統計委員会・各府省における対応と考え方については、 それぞれ公表する。

(略)

- ○公的統計の整備に関する基本的な計画(令和5年3月28日閣議決定)(抄)
- 第4 基本計画の推進
  - 2 基本計画の推進体制 また、統計委員会においては、統計法第45条各号に規定された所掌事務を通じて、積極的に意見を提示する とともに、以下のような取組を行うことにより、第Ⅳ期基本計画に掲げる各種施策の推進や支援等に努める。 ①~④ (略)
    - ⑤ 品質の高い統計を統計技術等の改善によって実現する観点から、それらの技術的評価を行う統計委員会評 価分科会において、各府省の重要課題等ニーズを踏まえて、柔軟に審議・助言を行うなど統計作成技術の向 上に貢献する。

### ○統計委員会令(平成19年政令第300号)(抄)

(分科会)

- 第一条 統計委員会(以下「委員会」という。)に、評価分科会(以下「分科会」という。)を置く。
- 2 <u>分科会は、委員会の所掌事務のうち、統計法第五十五条第三項の規定により委員会の権限に属させられた事項</u> (同法の施行に関し、主として**統計技術**の観点から評価を行い、その結果に基づき意見を述べることに限る。)を 処理することをつかさどる。
- 3 分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、内閣総理大臣が指名する。
- 4 分科会に分科会長を置き、分科会に属する委員の互選により選任する。
- 5 分科会長は、分科会の事務を掌理する。
- 6 分科会長に事故があるときは、分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 7 委員会は、その<u>定めるところ</u>により、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

評価分科会の審議事項に関する委員会 の議決について

(平成30年9月28日統計委員会決定)

統計委員会令第1条第2項に規定する 評価分科会の所掌事務に関する事項については、同条第7項の規定に基づき、評価分 科会の議決をもって委員会の議決とする。

#### ○統計法

(施行の状況の公表等)

- 第五十五条 <u>総務大臣は</u>、行政機関の長、地方公共団体の長その 他の執行機関又は届出独立行政法人等に対し、<u>この法律の施行</u> の状況について報告を求めることができる。
- 2 <u>総務大臣は</u>、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するとともに、<u>委員会に報告しなければならない</u>。
- 3 委員会は、前項の規定による報告があったときは、この法律 の施行に関し、総務大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を 述べることができる。

# 2. これまでの審議の成果

1 平成28年度統計法施行状況に関する審議結果報告書〔統計精度検査関連分〕(平成30年3月統計委員会) - フォローアップ

平成28年度統計法施行状況に関する審議結果報告書〔統計精度検査関連分〕(平成30年3月統計委員会)により評価分科会の検討事項として提示されていた同報告書のフォローアップを検討事項に採用し、同報告書提言のうち、以下の事項についてフォローアップし、評価を行うとともに課題の指摘を行った。

- (1)建築着工統計調査の補正調査の見直し移行期の集計方法について統計委員会報告書〔統計精度検査関連分〕に基づく標本設計の見直し移行期の集計方法について、総務省が示した集計方法及びシミュレーションの手順・結果について問題ない旨の評価を行った。
- (2) 事業所及び企業を対象とする基幹統計調査における欠測値等対応に関する、統計委員会報告書による見直 し等指摘事項に対する各府省対応状況の評価

以下の統計について、統計委員会報告書による見直し等指摘事項に対する各府省対応状況の評価を行い、妥当である旨評価するとともに、いくつかの統計調査に対しては、さらなる改善に向けた検証等を推奨した。

法人企業統計調査、民間給与実態統計調査、社会教育調査(民間体育施設)、賃金構造基本統計調査、薬事工業生産動態統計調査、経済産業省生産動態統計調査、建設工事統計調査(施工調査)、造船造機統計調査、自動車輸送統計調査(バス関連)、自動車輸送統計調査(貨物営業用自動車)

- 2 欠測値への対応として利用可能な補完方法等の整理 評価分科会における審議や各府省における取組状況等も踏まえて事務局において作成した欠測値の補完に係る主な方法等についての資料を基に評価分科会において審議を行い、欠測値の補完に係る主な方法等についてとりまとめた
- 3 基幹統計調査における母集団名簿整備に関する評価 基幹統計調査における母集団名簿の整備状況について

基幹統計調査における母集団名簿の整備状況について、総務省による現状の把握・整理資料を基に確認を行い、名簿の更新周期が長くなっている統計調査においては、企業・事業所の存否状況の把握において、事業所母集団データベースの年次フレームから得られる情報の活用を検討する余地があるのではないかと思われる旨の指摘を行うとともに、今後の母集団名簿整備に当たっては、総務省整理資料を活用して、効果的な方法を検討することを推奨した。